

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- ・「ディアマイファミリーII」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・「ディアマイファミリーII」はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ・三菱UFJ銀行は、「ディアマイファミリーII」の引受保険会社であるメットライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- ・法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

お支払いに関する手続き等について

お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合等についても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。また、メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等を変更された場合にも、必ずご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)について

この保険の生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)はお客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)のみが行うことができます。なお、その身分、権限等に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

ご連絡先 メットライフ生命 お客さま相談室
0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。特に契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解のうえお申し込みください。また、契約後は大切に保管してください。

当保険には為替リスクがあります。くわしくは、当該商品取扱資格を持った担当者までご相談ください。

(お問い合わせ、ご照会)

■募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

2019年8月現在 (No.05354)

(契約後のご照会)

■引受保険会社

MetLife
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573

ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036

営業時間:月曜日～金曜日(年末年始および祝日を除く)
9:00～18:00(一部24時間対応)

募1906-1907 WL04B-PD-0001-0005[5] (19.08)
(2019年5月作成)

MetLife | **ディアマイファミリーII**
メットライフ生命
一時払終身保険

外貨建てですぐにふやしてのこす ご家族の未来へつなぐ資産



利率変動型一時払終身保険(米ドル建 16)
利率変動型一時払終身保険(豪ドル建 16)

[運用通貨] **USドル** | **豪ドル**

ディアマイファミリーII

契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット

この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「ディアマイファミリーII」の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

**ご注意
ください**

- ご負担いただく費用があります。
- 為替相場の変動や解約時の市場環境等の変化により、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは「注意喚起情報」
冒頭赤枠部分をご確認ください。

「ディアマイファミリーII」は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

■募集代理店

MUFG 三菱UFJ銀行

■引受保険会社

MetLife
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

この保険の引受保険会社はメットライフ生命保険株式会社です。
株式会社三菱UFJ銀行は、メットライフ生命保険株式会社の募集代理店です。



将来を見すえ、次の世代に 価値ある資産をつなげるための 外貨建ての保険です。

メットライフ生命は、先行き不透明な時代だからこそ、
あなたの大切なお金を次の世代に活かした資産として
つなぐことが必要だと考えます。
将来の経済環境を見すえ、
価値ある資産を次の世代にしっかり継承する。
あなたの想いが、時代を超えて家族と共にありますように。

CONTENTS

商品パンフレット

- ディアマイファミリーIIのポイント……2～4ページ
- しくみ図……5～6ページ
- 契約のお引き受けについて(告知書内容) …7ページ
- 用語のご説明……8ページ
- MetLife Club……9～10ページ
- ご契約成立後にお送りする書類について… 11ページ

- 契約概要……13～24ページ
- 注意喚起情報……25～35ページ
- 個人情報に関する重要事項……36ページ
- 契約情報の利用について……36ページ

「ディアマイファミリーII」のポイント

一時払保険料よりも高い一生涯の死亡保障を
ご契約当初から得られます。

告知のメリット

健康状態の告知をすることで
**待ち期間なく一時払保険料を上回る
死亡保障を得られます。**

※ここでいう「待ち期間」とは、死亡保障が一時払保険料を上回るまでの期間を指します。

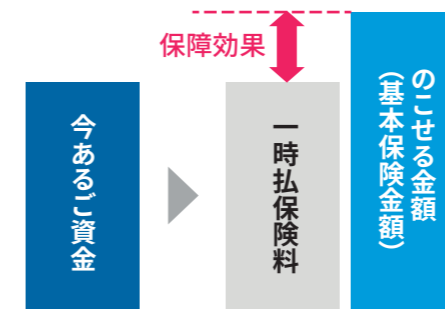
7ページの告知項目をご確認ください。

保障効果の活用

保障効果による差額分は、そのままのこす、
またはご自分でつかうことができます。

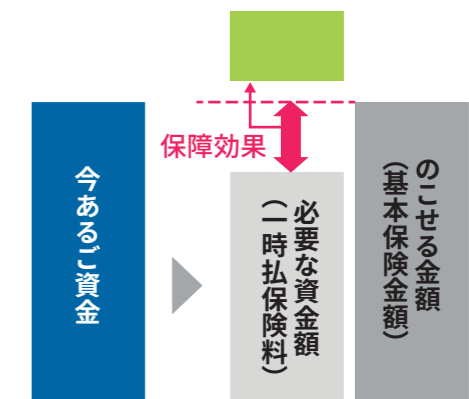
ふやしてのこす

外貨建てで、すぐにふやしてのこせます。



自分でつかう

保障効果による差額分をご自分でつかえます。

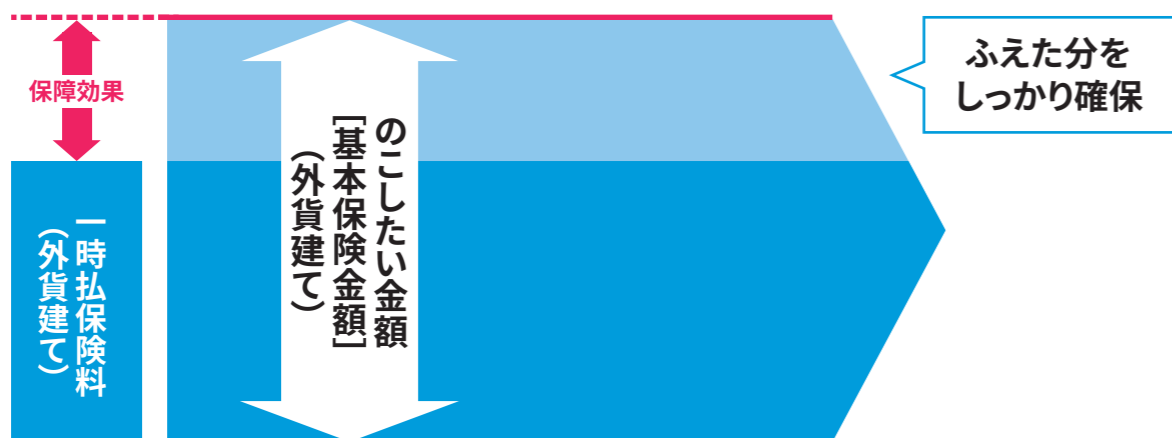


※外貨建ての生命保険であるため、為替相場の変動により、保険金等の受け取り時の円換算額が予想している金額を下回ることがあります。

のこしたい方の **こんな声** にお応えするための保険です。

- ・ 最初から大きく、定額でのこしたい。
- ・ 相続時に困らないようにしたい。

イメージ図 商品のしくみは **5ページ** へ



ここがポイント

ご契約後すぐに、外貨建てで、払い込んだ保険料より大きいのこせます。

生命保険だから、「誰に」「いくら」のこすかをあらかじめ指定できます。

右ページの **ご参考** をご覧ください。➡

もちろん円でも受け取り可能です。

この商品は外貨建てです。
外貨建ての保険金等を円でお受け取りになる場合は、受取額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります(元本割れ)。

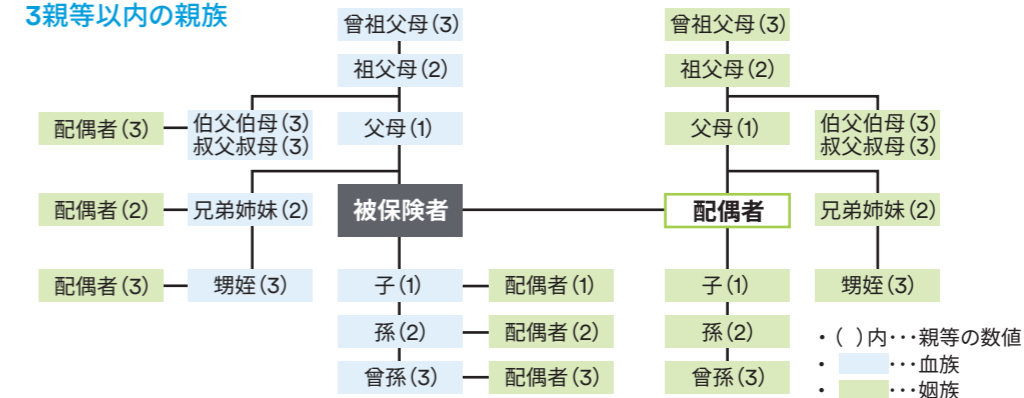
ご参考 生命保険を活用した相続対策

生命保険なら、お金に名前をつけられます。

あらかじめ死亡保険金受取人や受取割合を指定することで、「誰に」のこすのか、**お金に名前をつけて決めておくことができます。**のこすご本人の意思がきちんと反映されて、円満な遺産分割に役立ちます。
また、のこされるご家族等へ感謝の気持ちをしっかり伝えることができます。

「ディアマイファミリーII」の死亡保険金受取人には、被保険者の3親等以内の親族の方を指定できます。

3親等以内の親族



死亡保険金には「**生命保険金の非課税枠(相続税法第12条)**」(*)を活用できる場合があります。
*生命保険の死亡保険金のうち「500万円×法定相続人の数」までが非課税となります(契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合に適用)。(2019年5月現在)

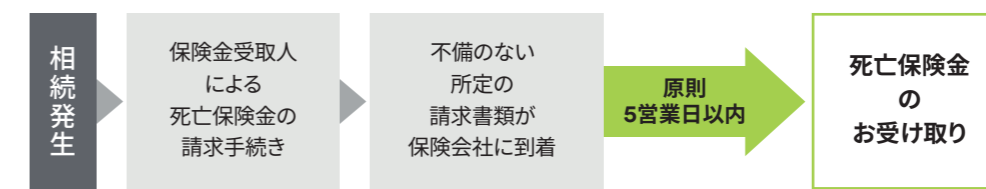
生命保険なら、スムーズに現金化できます。

保険金は**受取人固有の財産**なので、遺産分割協議を待つことなく**スムーズに現金化(*)**することができます(不備のない所定の請求書類が保険会社に到着後、原則5営業日以内(メットライフ生命の場合)で保険金を受け取れます)。

まとまった現金が必要になる場合

- ・ 葬儀費用
- ・ ご遺族の当面の生活費
- ・ 納税資金(原則、相続発生後10ヵ月以内に現金で一括納付)

死亡保険金お受け取りまでの流れ



*外貨建ての生命保険の場合、保険料のお支払い・保険金のお受け取り等は外貨建てとなります。為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が一時払保険料や保険金等の契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、相続発生時に円建ての現金として必要となる資金に不足が生じるおそれがあります。

ご契約当初から、外貨建てでふやしてのこせ ます。

1 ご契約時

運用通貨を
選びます。

運用通貨

USDドル・豪ドル

※払込通貨:USDドル/豪ドル/円

2 保険期間中

ご契約当初から、
万一の保障は一時払保険料
を上回ります。

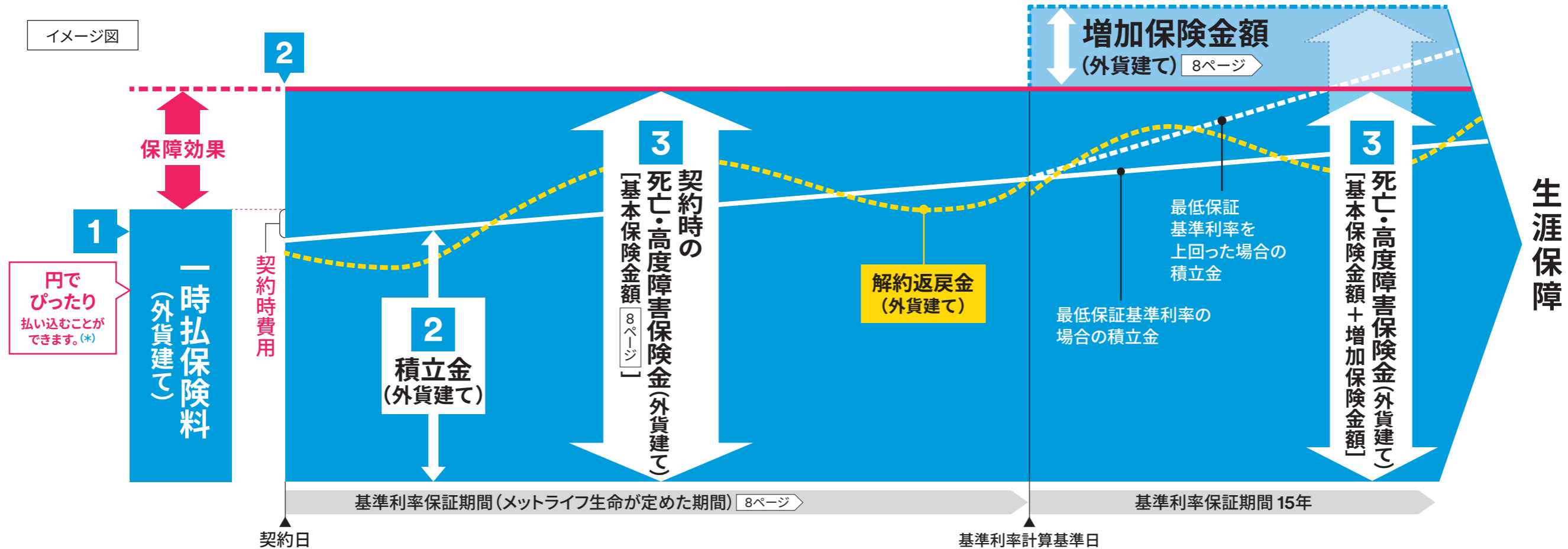
3 万一のとき

死亡・高度障害保険金
(基本保険金額)には
最低保証があります。

万一の保障(基本保険金額)は一生続きます。
※最低保証は外貨建てです。円でお受け取りになる場合は、
受取額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります
(元本割れ)。
※解約返戻金に最低保証はありません。

安定的に運用され、
積立金をふやします。

※解約時・減額時には積立金に対し市場価格調整を行
います(基準利率計算基準日を除く)。そのため解約返戻金
は変動します。
くわしくは [契約概要 10](#) をご覧ください。



*払い込む際に所定の為替手数料をご負担いただきます。くわしくは [注意喚起情報](#)
冒頭赤字部分をご覧ください。
※死亡・高度障害保険金は「基本保険金額および増加保険金額の合計額」または
「解約返戻金額」のいずれか大きい金額となります。

ご注意ください

- ご負担いただく費用があります。
- 外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)があります。
- 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります。

以下についてくわしくは各参照先をご覧ください。

保障内容	契約概要 6	<ul style="list-style-type: none"> ・基準利率 ・基準利率保証期間 ・基本保険金額 ・増加保険金額
解約返戻金	契約概要 10	
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料円入金特約 ・外貨入金特約 ・円支払特約 	契約概要 8	

[8ページ](#)
「用語のご説明」

ポイント
しくみ図
契約のお引き受けについて
用語のご説明
メットライフクラブ
契約後の送付書類

契約のお引き受けについて

- ・「告知書扱」でお申し込みいただく場合、健康状態等について以下の告知が必要です。
なお、**A B**に該当する場合は**ご契約をお引き受けできません**。また、**C D**に該当する場合は告知書扱ではお申し込みいただけません(診査医扱でのお申し込みとなります)。

A	最近3ヵ月以内に入院したこと、または、最近3ヵ月以内に医師により入院・手術をすすめられたことがありますか。 ※検査入院、教育入院も含まれます。	いいえ
B	過去5年以内に統合失調症・認知症で医師による診察・治療・投薬を受けたことがありますか。	
C	現在、以下の①または②に該当しますか。 ①手・足・指の欠損または機能障害、あるいは言語・そしゃく機能の障害があること ②視力について、左右いずれかの矯正後の視力が0.3以下であること	
D	過去5年以内に「別表」の病気で医師による診察・治療・投薬を受けたことがありますか。	

別表

部位(分類)	病名
ガン・悪性しゅよう	癌(ガン)、肉腫、白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫・骨髄異形成症候群等の血液のしゅよう、その他の悪性しゅよう ※上皮内ガンも含まれます。
心臓・血管	狭心症・心筋こうそく、心臓弁膜症、心筋症、先天性心疾患、心不全、心房細動・粗動、大動脈瘤、大動脈解離
脳・神経・精神	脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血、脳動脈瘤、脳しゅよう、パーキンソン病、多発性硬化症、てんかん、もやもや病、筋強直性ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症、うつ病・パニック障害等の精神疾患
肺・呼吸器	慢性閉塞性肺疾患(肺気腫・慢性気管支炎)
肝臓・すい臓	慢性肝炎、肝硬変、慢性すい炎
腎臓	慢性腎炎・ネフローゼ、腎不全
その他	糖尿病、こうげん病

- ・「診査医扱」でお申し込みいただく場合、医師の面前で告知いただいたうえで診査の実施が必要となります。また、告知項目は上記のものとは異なります。

お引き受けにあたっての制限等について

被保険者の健康状態、体格、職業・職務内容、収入や資産等の経済状況、年齢、メットライフ生命の他の保険契約との通算金額等によってはご契約をお引き受けできないことがあります。
また、お引き受けできる場合であっても、保険金額がお申し込み金額を下回ることや条件を設定させていただくこと、保険金額等保障の一部を制限させていただくことがあります。

【お申し込みと同時に入金いただく場合】

保険料を入金いただいた後に、ご契約をお引き受けできないことが判明した場合、一時払保険料相当額を、入金時の通貨を受領できる口座にお返しいたします。

- ・外貨で入金された場合、外貨にてお返しいたします。
- ・「保険料円入金特約」を付加して円で入金された場合、入金時の保険料円入金特約のレートで、円にてお返しいたします。
- ・「外貨入金特約」を付加して外貨で入金された場合、入金時の外貨入金特約のレートで、入金いただいた外貨にてお返しいたします。

※お申し込みと同時に入金いただく方法の他、入金前にメットライフ生命にてお申し込み・告知等診査によるお引き受けの判断を行い、お引き受け可能となった場合に入金いただく方法もあります。

用語のご説明

基準利率について	<ul style="list-style-type: none"> ・「基準利率」とは、積立金(将来の保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てる部分)に付利する利率のことをいいます(一時払保険料に付利する利率ではありません)。 ・積立金額は、契約時または更改時に適用される基準利率によって計算されます。 ・積立金からは死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません(基準利率は実質的な利回りとは異なります)。 ・基準利率は、毎月1日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、契約後最初に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間(契約時の基準利率保証期間)適用されます。 ・基準利率は、所定の基準利率保証期間ごとの年単位の契約応当日(基準利率計算基準日)に更改を行います。更改された基準利率は、基準利率保証期間中、変更されることはありません。 ・基準利率には最低保証があります(最低保証基準利率:USドル建て・・・年2.00%、豪ドル建て・・・年2.25%)。
基準利率保証期間について	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時の基準利率保証期間は、標準期間(5年・10年・15年・20年・25年・30年)のうち、契約日時点でメットライフ生命が基本保険金額の最大化を目指して設定している期間となります(お客さまにて設定いただくことはできません)。 ・更改後の基準利率保証期間は15年となります。
基本保険金額について	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本保険金額」とは、契約時に定めた保険金額のことです。基本保険金額は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、一時払保険料等により異なります。
増加保険金額について	<ul style="list-style-type: none"> ・「増加保険金額」とは、契約時に定められた基本保険金額とは別に、更改時に適用される基準利率をもとにして更改日(基準利率計算基準日)に計算される保険金額のことをいいます。 ・増加保険金額は、更改時に適用される基準利率がUSドル建て 年2.00%、豪ドル建て 年2.25%を上回る場合に発生しますが、更改前に加算されていた増加保険金額を下回ることはありません。 ・基準利率が常にUSドル建て 年2.00%、豪ドル建て 年2.25%で推移した場合、増加保険金額は発生しません。 ・死亡・高度障害状態に該当されたときに、増加保険金額がある場合には、ご契約の際に定められた基本保険金額に加えて、その該当されたときの増加保険金額をお支払いします。 ・契約後は、契約者に年1回お送りする書面の中で基準利率計算基準日の増加保険金額についてご案内します。

ご契約後のサービス **MetLife Club**

メットライフクラブ



日常をもっと楽しくするお得なレジャー・旅行情報から
困ったときに頼りになる健康・育児相談等、豊富なメニューでサポートします。

優待・割引・特典サービス

ご利用いただける方: 契約者、被保険者、登録されたその同居のご家族

- ・会員登録制の優待・割引・特典サービスです。
- ・リゾートメニューから暮らしのサポートまで幅広く対応した充実の福利厚生サービスです。

健康生活ダイヤル24

ご利用いただける方: 被保険者、そのご家族

健康に関する電話相談を24時間年中無休でお受けします。経験豊かなスタッフが電話による健康相談にお応えします。

健診・人間ドックなんでも相談室

ご利用いただける方: 被保険者、そのご家族

健康診断・人間ドックについてのご質問・ご相談に専門スタッフがわかりやすくお答えします。また、再検査が必要となった場合は、健診結果の内容に応じて適切な二次検診先の予約手配も行います。

乳がん検診コンシェルジュ

ご利用いただける方: 契約者、被保険者、そのご家族

「女性専用フロア」「女性技師の対応」等女性視点で選んだ乳がん検診施設探しから、専用コールセンターによる検診相談・予約手配まで、コンシェルジュがまとめてサポートします。

くらしの相談ダイヤル(法律・税務相談)

ご利用いただける方: 契約者、被保険者、その同居のご家族

日々の生活における法律上の不安や税務にかかわるお悩みについて、専門スタッフが電話相談をお受けします。



大きな病気にかかってしまったときのこころの不安や、
治療法についての疑問等に専門家がお応えします。

セカンドオピニオンサービス

ご利用いただける方: 被保険者

納得できる治療方法を選択するために、総合相談医に今後の治療方針について意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。また、面談でのセカンドオピニオンを受けられた場合、総合相談医の判断によっては優秀専門臨床医を紹介します。

ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス

ご利用いただける方: 被保険者

主治医のもとでは対応できない等の一定の条件を満たす場合、ベストホスピタルネットワークに登録されている、専門分野の医師が在籍している医療機関での受診・治療を紹介・手配します。

入院サポートサービス

ご利用いただける方(入院に際してのご利用を対象とします): 契約者、被保険者、そのご家族

入院治療に専念できるようにご家族の生活をサポートするサービスをご紹介します。

- ・家事代行
- ・ベビーシッター
- ・ペットシッター
- ・滞在施設予約

糖尿病総合サポートサービス

ご利用いただける方: 被保険者

糖尿病で治療中の方、未受診の方、治療を中断されている方等が、適切な治療を受けられるようにサポートするサービスです。

ガン総合サポートサービス

ご利用いただける方: 被保険者

ガンに関するさまざまな質問や相談に応じる総合的なサービスです。

仕事とガン治療の両立サポート

ご利用いただける方: 被保険者

ガンと診断された就業中・就業希望の方に対して、職場への伝え方のアドバイスやメンタル面の不安解消、各種公的制度の有効活用や申請等をサポートします。

※ガンと診断された被保険者にご利用いただけます。ご家族等の代理からのお問い合わせはできません。

メンタルヘルスサポートサービス

ご利用いただける方: 被保険者

精神的な悩みやこころの問題について、電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。

メットライフクラブは、メットライフ生命の保険にご契約されているお客さまを対象として、各種サービスをご提供するものです。

会員登録制サービス と **商品付帯サービス** で構成されています。

商品付帯サービスは無料でご利用いただけます ※無料利用範囲についての詳細は、「ご利用にあたっての注意事項」をご確認ください。

メットライフ生命がおすすめする、2つのサービス



オフタイムを
もっと充実させたい

会員限定

優待・割引・特典サービス

※ご利用に際しては、事前に会員登録が必要となります。

50,000種類の豊富なメニューが優待価格に!

RESORT

国内外の宿泊施設がお得な価格で利用できます。

LEISURE

割引価格で映画や遊園地が利用できます。

SPORTS

テニスやゴルフ、スポーツクラブを会員価格で利用できます。

LIFE SUPPORT

グルメやショッピング等もリーズナブルな価格で利用できます。育児・介護等のケアサービスも利用できます。



法律や税金について
相談したい

電話相談

くらしの相談ダイヤル (法律・税務相談)

法律

隣のマンションから、我が家の居間が丸見えになっています。マンション側に目隠しを設置してもらえないのでしょうか?

税金

専業主婦でしたがパートとして働くことになりました。税金はかかるのでしょうか? 働き方によって税金に違いが出るのでしょうか?

はじめに...

消費生活アドバイザー資格を持つ相談員が相談に応じます。さらに、必要と判断された場合には、電話相談の経験豊富な専門家(弁護士、税理士)が相談に応じ、丁寧にわかりやすくご回答いたします。

ご利用にあたっての注意事項

- ※これらのサービスは2019年5月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- ※これらのサービスはメットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。
- ※ **会員登録制サービス** は、ご利用に際して事前に会員登録が必要となります。 **商品付帯サービス** は、ご利用に際して会員登録の必要はありません。
- ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。
- ※ご利用者の状況等により、サービスの提供を停止・制限させていただく場合があります。
- ※サービスにより生じた損害・損失についてはメットライフ生命では責任を負いません。
- ※サービスをご利用いただける「ご家族」とは、1親等以内のご家族となります。
- ※サービスについての詳細はメットライフ生命ホームページの「メットライフクラブ」のページにてご確認ください。

- ・優待・割引・特典サービス、入院サポートサービスのサービスに利用料金が生じる場合は、利用者のご負担となります。また、地域によっては、ご利用いただけないサービスがあります。
- ・健診・人間ドックなんでも相談室の二次検診における診察・治療・検査・交通費等の費用は、自己負担となります。
- ・乳がん検診コンシェルジュの検診施設での受診費用は、利用者のご負担となります。
- ・セカンドオピニオンサービス、ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービスのサービスを受けるためにかかる診察関連資料の用意、および交通費等の経費、紹介された医療機関での診察にかかる費用は自己負担となります。
- ・ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービスは疾患の内容に応じて各サービス会社が適切と判断した場合に限り、サービス会社が指定する医療機関への受診・治療を手配・紹介するもので、条件によっては受けられない場合があります。
- ・糖尿病総合サポートサービス、ガン総合サポートサービスのサービスを受けるためにかかる交通費等の経費、紹介された医療機関での診察にかかる費用は自己負担となります。
- ・メンタルヘルスサポートサービスの無料での面談は、年間3回(1回約50分)までとなります。

ポイント

しくみ図

契約のお引き受けについて
用語の説明

メットライフクラブ

契約後の送付書類

ご契約成立後にお送りする書類について

ご契約後は、メットライフ生命から下記の書類・ご案内をお送りいたします。ご契約に関する重要な書類やご案内となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管くださいますようお願いいたします。

※お送りする書類・ご案内は変更になる場合があります。



MEMO

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

「ディア マイファミリーII」は、外貨（USドル／豪ドル）で運用する一時払の終身保険です。

正式名称：利率変動型一時払終身保険（米ドル建 16）
利率変動型一時払終身保険（豪ドル建 16）

1 引受保険会社の名称、住所等

- 名称：メットライフ生命保険株式会社
- 住所：東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
- 電話：0120-880-533（お客さま相談室）
- ホームページ：www.metlife.co.jp

2 商品のしくみと特徴

- 死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたとき、保険金をお支払いする終身保険です。
- お申し込みにあたり、運用通貨をUSドル建てまたは豪ドル建てのいずれかからご選択いただきます。そのため、外貨と円を交換する際には為替相場の影響を受けます。
- お申し込みにあたり、告知もしくは医師の診査が必要となります。
- 契約時に保険料を一括してお払い込みいただきます。
- 一時払保険料より高い基本保険金額が、契約当初から保険期間を通じて最低保証されています。

※最低保証は保険金を外貨建てでお受け取りになる場合であり、円でお受け取りになる場合は、受取時の為替レートによっては、受取額が一時払保険料の円換算額を下回る場合があります（元本割れ）。

- 基本保険金額（契約時の保険金額）は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、一時払保険料等により決定します。
- 基準利率は所定の期間ごとに更改されます。更改時の基準利率により、お支払いする保険金額の増加が期待できます。
- 解約時および減額時に、運用対象となっている資産（債券等）の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行います。
- しくみ図については [5・6ページ](#) をご覧ください。

※一時払保険料・運用通貨等は、お申し込みいただく際に申込書にてご確認ください。

※年齢や一時払保険料、積立金額、被保険者の健康状態等によっては、お取り扱いできないことや一部お取り扱いを制限させていただく場合があります。

基準利率について

- 「基準利率」とは、積立金（将来の保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てる部分）に付利する利率のことをいいます（一時払保険料に付利する利率ではありません）。
- 積立金額は、契約時または更改時に適用される基準利率によって計算されます。
- 積立金からは死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません（**基準利率は実質的な利回りとは異なります**）。
- 基準利率は、毎月1日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、契約後最初に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間（契約時の基準利率保証期間）適用されます。
- 契約時の基準利率保証期間は、標準期間（5年・10年・15年・20年・25年・30年）のうち、契約日時点でメットライフ生命が基本保険金額の最大化を目指して設定している期間となります（お客さまにて設定いただくことはできません）。
- 更改後の基準利率保証期間は15年となります。
- 基準利率は、所定の基準利率保証期間ごとの年単位の契約応当日（基準利率計算基準日）に更改を行います。更改された基準利率は、基準利率保証期間中、変更されることはありません。
- 基準利率には最低保証があります（最低保証基準利率：USドル建て・・・年2.00%、豪ドル建て・・・年2.25%）。
- 基準利率は、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から資産運用のための費用（運営管理費率）を差し引いた利率です。

通貨	指標金利
USドル 豪ドル	所定の債券インデックスをもとに設定

※くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

- 基準利率については、下記にてご確認ください。

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター	0120-066-036
メットライフ生命ホームページ	https://www.metlife.co.jp/financial (*)

*表紙に記載の商品名のページをご覧ください。

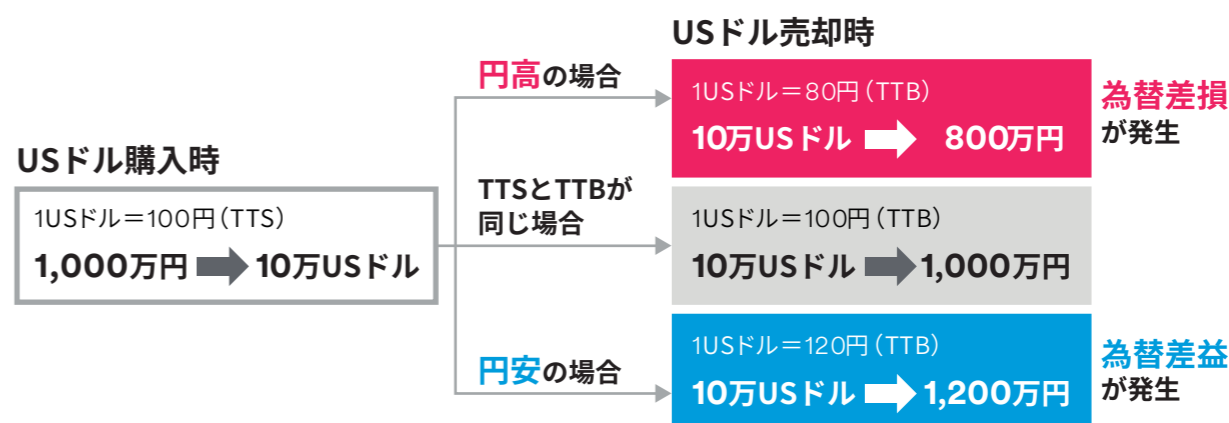
- 契約後は、契約者に年1回お送りする書面の中でも基準利率についてご案内します。
- 基本保険金額は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、一時払保険料等により決定します。
- 更改時（基準利率計算基準日）の基準利率が最低保証基準利率を上回った場合、増加保険金額が加算されます。

3 この商品のリスクについて

為替リスクについて

- 為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

為替リスクの例（USドルの場合）



※為替相場に変動がない場合（購入時と売却時のTTMが同じ場合）でも、為替レート（TTS・TTB）に含まれる為替手数料により、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

円 高	円の価値が外貨に対して、それまでよりも高くなることをいいます。
円 安	円の価値が外貨に対して、それまでよりも安くなることをいいます。
対顧客電信売相場 (TTS)	外貨交換レート。 お客さまが金融機関等から外貨を買うときの一般的な為替レートのことです。
対顧客電信買相場 (TTB)	円交換レート。 お客さまが金融機関等に外貨を売るとき一般的な為替レートのことです。
対顧客電信売買相場仲値 (TTM)	TTSやTTBを決める際に基準となるレートのこと、一般的にはTTSとTTBの中間の値となっています。

※TTM に対して、TTS / TTB 間には所定の差が生じます。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産（債券等）の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境等の変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境等の変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

※くわしくは [契約概要 10](#) をご覧ください。

4 諸費用について

- この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「外貨のお取り扱い時にご負担いただく費用」の合計額となります。
- 年金支払特約を付加した場合は、主契約の費用とは別に「年金を管理するための費用」がかかります。

※くわしくは [注意喚起情報](#) 冒頭赤枠部分をご覧ください。

5 ご契約について

契約時のお取り扱いについて

保険期間	終身
基準利率保証期間	契約時：標準期間（5年・10年・15年・20年・25年・30年）のうち、 メットライフ生命が定める期間 ※運用通貨（USドル／豪ドル）ごとに設定します。 更改時：15年（15年ごとに基準利率が更改されます）
保険料払込方法／経路	一時払／メットライフ生命指定口座への振込
保障（責任）の開始	一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いとき（責任開始時）から保障を開始します。
契約日	責任開始時の属する日（責任開始の日）と同日とします。
契約者の年齢範囲	0歳～満100歳（申込日における満年齢）
被保険者の契約年齢範囲	0歳～満85歳（契約日における満年齢）

被保険者	原則として、契約者本人、契約者の配偶者または契約者の2親等以内の血族の方からご指定ください。 ※ただし、お申し込みの形態によっては、お引き受けできないことやお申込金額を制限させていただくことがあります。 (例) 被保険者に配偶者、子または親のいずれかがいるにもかかわらず、被保険者の兄弟が契約者となっている場合	
死亡保険金受取人	原則として、被保険者の配偶者、被保険者の子の配偶者および被保険者の3親等以内の親族の方からご指定ください。なお、死亡保険金受取人は複数人をご指定いただけます。	
運用通貨	USドル建て	豪ドル建て
基本保険金額	最低金額	3万豪ドル
	最高金額	1契約あたりの基本保険金額 5億円相当額 複数契約で一度にお引き受けする場合の基本保険金額 10億円相当額 ※お申し込みいただける保険金額は、年齢や診査区分等による上限があります。 また、メットライフ生命で既に保険契約にご加入の場合、所定の有効契約の保険金額と通算した上限があります。このため、上記の基準を満たしている場合でも、ご希望の金額ではお申し込みいただけない場合があります。 ※メットライフ生命所定の為替レートを用いて円換算します。
一時払保険料	基本保険金額が3万USドル／3万豪ドル以上となる100USドル／100豪ドル単位の保険料	

※金融情勢等の影響により、通貨によってはお取り扱いを見合わせている場合があります。

※現在入院中の方のご契約は、お引き受けできません。

● ご契約をお引き受けできない場合についてご確認ください。

保険料を入金いただいた後に、ご契約をお引き受けできないことが判明した場合、一時払保険料相当額を、入金時の通貨を受領できる口座にお返しいたします。

- ・外貨で入金された場合、外貨にてお返しいたします。
- ・「保険料円入金特約」を付加して円で入金された場合、入金時の保険料円入金特約のレートで、円にてお返しいたします。
- ・「外貨入金特約」を付加して外貨で入金された場合、入金時の外貨入金特約のレートで、入金いただいた外貨にてお返しいたします。

契約後のお取り扱いについて

保険契約者貸付	お取り扱いできません。
増額	お取り扱いできません。
減額	減額後の基本保険金額を1,000USドル／1,000豪ドル単位でご指定いただけます。 ※減額後の基本保険金額は3万USドル／3万豪ドル以上とする必要があります。 ※基準利率計算基準日以外で減額する場合は、市場価格調整が行われます。
解約	契約概要 10 をご覧ください。 ※基準利率計算基準日以外で解約する場合は、市場価格調整が行われます。

6 保障内容について

- 各保険金は、責任開始時以後の保険期間中に以下の支払事由に該当されたときにお支払いします。

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額(USドル/豪ドル)	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	支払事由発生日における次のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき	①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金額	

※高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害状態に該当されたときから、この保険契約は消滅したものとします。

※所定の高度障害状態につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「別表」をご覧ください。

7 保険金等をお支払いできない場合について

- 支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできません。

支払事由に該当しない場合の例	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始時前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたときには高度障害保険金をお支払いできません。
免責事由に該当する場合の例	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合。 契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合。

※その他にも保険金等をお支払いできない場合があります。

くわしくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

8 付加できる主な特約について

リビング・ニーズ特約	<p>被保険者が余命6ヵ月以内と判断された場合に、基本保険金額の一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします(基本保険金額は減額されます)。</p> <ul style="list-style-type: none"> リビング・ニーズ保険金のお支払いは1回のみです。 リビング・ニーズ保険金は、3,000万円または基本保険金額の1/2(*)のいずれか小さい額を限度として、被保険者よりご請求いただけます。その際、ご指定いただく金額を特約基準保険金額といいます。 <p>* メットライフ生命所定の換算レートで円換算します。</p> <p>※お支払時に6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する利息を差し引きます。</p> <p>※死亡保険金額が基本保険金額を上回っている(増加保険金額がある)場合、その差額から基本保険金額が減額された割合分を合わせてお支払いします。</p>												
給付金代理請求特約	<p>被保険者の同意を得て付加することにより、被保険者が受取人となるリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合に、配偶者等の代理請求人が代わって請求することができます。</p>												
年金支払特約	<p>死亡保険金または高度障害保険金を原資(年金基金)として年金を受け取ることができます。</p> <p>※実際の年金額は、契約時点で定まるものではなく、年金受取開始時点の基礎率(適用利率、予定死亡率、年金を管理するための費用(年金額の1.00%、2019年5月現在))等にもとづいて計算された金額となります(ただし、確定年金の場合は予定死亡率を除きます)。今後の経済情勢、平均寿命の変化等により基礎率等が変更された場合、契約時に例示した年金額を大きく下回る可能性があります。</p>												
外貨入金特約	<p>外貨建ての一時払保険料を他の外貨で払い込むことができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>USドルで払い込む場合</th> <th>豪ドルで払い込む場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外貨払込額の最低金額</td> <td>3万USドル以上となる100USドル単位の外貨払込額</td> <td>3万豪ドル以上となる100豪ドル単位の外貨払込額</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">※基本保険金額の最低金額(3万USドル/3万豪ドル)を満たす必要があります。</td> </tr> <tr> <td>換算基準日</td> <td colspan="2">USドル/豪ドルに換算した一時払保険料をメットライフ生命が受領する日(着金日)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 外貨払込額をUSドル建て/豪ドル建ての一時払保険料に換算するための為替レート(クロスレート)は、メットライフ生命所定のレートです。当レートは毎日変わります。 着金日の為替レート(クロスレート)が適用されますので、換算した当日中に着金するようお振り込みください。 特約を付加した場合、一時払保険料は1セント単位となります(セント未満四捨五入)。 特別条件特約が付加される場合には、お取り扱いができません。 		USドルで払い込む場合	豪ドルで払い込む場合	外貨払込額の最低金額	3万USドル以上となる100USドル単位の外貨払込額	3万豪ドル以上となる100豪ドル単位の外貨払込額		※基本保険金額の最低金額(3万USドル/3万豪ドル)を満たす必要があります。		換算基準日	USドル/豪ドルに換算した一時払保険料をメットライフ生命が受領する日(着金日)	
	USドルで払い込む場合	豪ドルで払い込む場合											
外貨払込額の最低金額	3万USドル以上となる100USドル単位の外貨払込額	3万豪ドル以上となる100豪ドル単位の外貨払込額											
	※基本保険金額の最低金額(3万USドル/3万豪ドル)を満たす必要があります。												
換算基準日	USドル/豪ドルに換算した一時払保険料をメットライフ生命が受領する日(着金日)												

保険料 円入金特約	外貨建ての一時払保険料を円で払い込むことができます。	
	円ぴったり入金	保険料円払込額を10万円単位の端数のない金額で指定し、外貨建ての一時払保険料に充当できます。
円支払特約	外貨建ての死亡・高度障害保険金、解約返戻金・年金等を円で受け取ることができます。 ※保険金等を受け取る際の留意事項につきましては 注意喚起情報 9 をご覧ください。 ※特約を付加することにより、外貨での口座開設は不要です。	

※外貨入金特約と保険料円入金特約は同時に付加できません。

※くわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

健康上の理由等で通常のプランではご契約いただけない場合について

- 特定の特約を付加することでご契約いただける場合があります。

特定障害不担保特約	契約時に、特定障害を不担保とする特約を付加することでお引き受けすることがあります。
特別条件特約	契約時に、割増保険料をお支払いいただく特約を付加することでお引き受けすることがあります。

※被保険者の年齢、性別、基準利率により、基本保険金額が一時払保険料(割増保険料を含む)と同額または低くなる場合があります。その場合にはお取り扱いができません。

9 配当金について

- この保険に配当金はありません。

10 解約返戻金について

- ご契約を解約・減額される時期や市場環境等の変化に応じて解約返戻金額は変動します。解約返戻金額は、解約日・減額日の積立金額に市場価格調整率を反映させた金額となります。

$$\text{解約返戻金額} = \frac{\text{解約日・減額日の積立金額}}{\text{市場価格調整率}(\star)} \times \left(1 - \frac{\text{市場価格調整率}(\star)}{\text{市場価格調整率}(\star)} \right)$$

$$\star \text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている基準利率}(\star 1)}{1 + \text{解約日・減額日に計算される基準利率}(\star 2) + 0.45\%(\star 3)} \right)^{\frac{\text{月数}(\star 4)}{12}}$$

*1 適用されている基準利率	解約日・減額日に、ご契約中の保険に適用されている基準利率(お客さまに適用されている基準利率)
*2 解約日・減額日に計算される基準利率	解約日・減額日を契約日または基準利率計算基準日とみなした場合に計算される基準利率(解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率)
*3 0.45%	基準利率の決定日から解約返戻金計算基準日までの金利変動(金利上昇)、運用資産の売買価格差に対する調整率
*4 月数	①残存月数が120ヵ月以下の場合:残存月数 ②残存月数が121ヵ月以上の場合:残存月数÷2+60ヵ月
残存月数とは	解約日・減額日から次の基準利率計算基準日の前日までの残りの月数(月数未満切上)

- 解約日・減額日が基準利率計算基準日の場合、市場価格調整は行いません。
- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金額は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額となります。

市場価格調整とは

- 市場価格調整とは、解約返戻金の計算の際に、運用対象となっている資産(債券等)の価値を解約返戻金に反映させるものです。
 - 市場価格調整率は経過期間や市場環境等によって変動し、上限と下限はありません。
- ※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

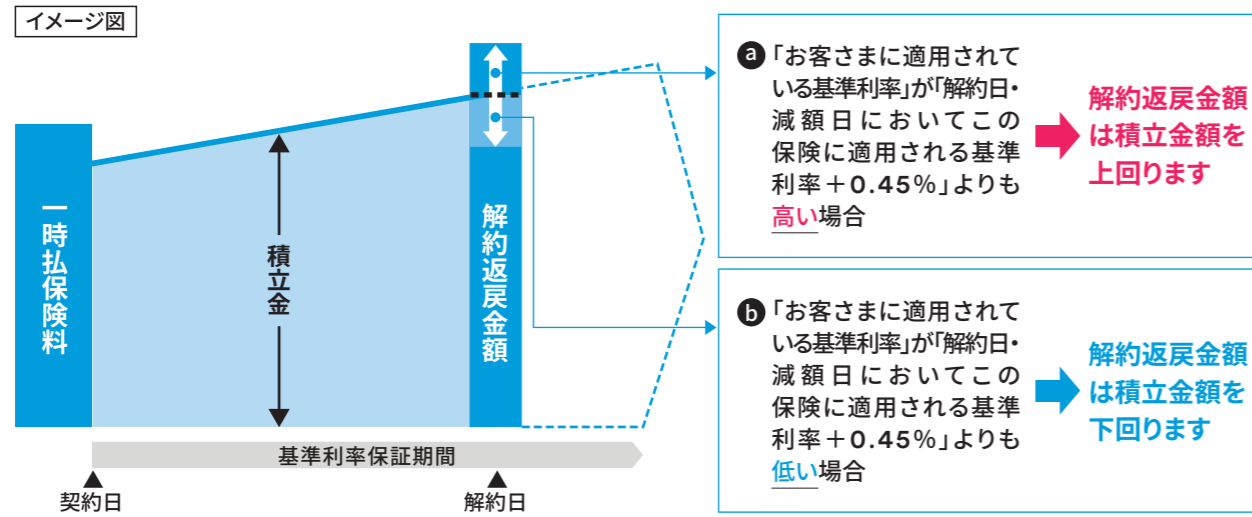
市場価格調整の適用

基準利率計算基準日	非適用
基準利率計算基準日以外	適用

解約日における解約返戻金額の変動イメージと計算例

- 市場価格調整により、「お客さまに適用されている基準利率」が、「解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率+0.45%」より高いときは解約返戻金額が積立金額を上回り(イメージ図a)、低いときは下回り(イメージ図b)です。
- 「お客さまに適用されている基準利率」が「最低保証基準利率+0.45%」(USD建て 年2.45%/豪ドル建て年2.70%)以下の場合、解約返戻金額が積立金額を上回ることはありません。

※市場価格調整による解約返戻金額の変動についてわかりやすくご説明するため、解約日を基準利率保証期間内としています。



契約年齢・性別:60歳・男性、基準利率保証期間:USD建て30年/豪ドル建て20年、一時払保険料:100,000USD/100,000豪ドルの場合

- 解約返戻金額が積立金額を**上回る**ケース(イメージ図a)

	USD建て	豪ドル建て
お客さまに適用されている基準利率	2.50%	2.75%
解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率	2.00%	2.25%
70歳時(10年後)の積立金額	107,690USD	109,790豪ドル
70歳時(10年後)の解約返戻金額	108,480USD	110,330豪ドル

- 解約返戻金額が積立金額を**下回る**ケース(イメージ図b)

	USD建て	豪ドル建て
お客さまに適用されている基準利率	2.50%	2.75%
解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率	3.00%	3.25%
70歳時(10年後)の積立金額	107,690USD	109,790豪ドル
70歳時(10年後)の解約返戻金額	93,780USD	100,140豪ドル

※上記の積立金額・解約返戻金額は、USDは10USD未満を、豪ドルは10豪ドル未満を切り捨てて表示しています。
 ※上記の積立金額・解約返戻金額は、契約当日の数値です。
 ※上記の数値は、2019年5月現在の商品内容に基づき記載しています。
 ※受取時の課税は考慮していません。

解約返戻金額の計算例

- 以下はUSD建ての場合の計算例です。豪ドル建てについても同じ計算方法となります。

契約時

- 基準利率保証期間:30年(360ヵ月)
- 基準利率:年**3.00%**の場合

例1 解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率が**年2.00%**(最低保証基準利率)の場合
 ・残存月数:288ヵ月(24年)(経過年数6年)
 ・解約時の積立金額:100,000USDの場合

$$\text{解約返戻金額} = 100,000 \text{ USD} \times \{1 - (-9.53\%)\} = \mathbf{109,530 \text{ USD}}$$

上記例では、解約返戻金額は積立金額よりも多くなります。

例2 解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率が**年5.00%**の場合
 ・残存月数:288ヵ月(24年)(経過年数6年)
 ・解約時の積立金額:100,000USDの場合

$$\text{解約返戻金額} = 100,000 \text{ USD} \times (1 - 32.94\%) = \mathbf{67,060 \text{ USD}}$$

上記例では、解約返戻金額は積立金額よりも少なくなります。

例3 解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率が**年3.00%**(契約時と同利率)の場合
 ・残存月数:288ヵ月(24年)(経過年数6年)
 ・解約時の積立金額:100,000USDの場合

$$\text{解約返戻金額} = 100,000 \text{ USD} \times (1 - 7.14\%) = \mathbf{92,860 \text{ USD}}$$

上記例では、解約返戻金額は積立金額よりも少なくなります。

※上記計算例はしくみをわかりやすく説明するためのものであり、実際の数値とは異なる場合があります。
 また、受取時の課税等は考慮していません。
 ※最低保証基準利率を上回る基準利率(年3.00%、年5.00%)で計算された仮定の数値は、商品のしくみ等をご理解いただくための例示であり、将来の受取額等を保証するものではありません。
 ※解約返戻金の個別具体的な金額につきましては、「設計書」にてご確認ください。
 ※税金のお取り扱いにつきましては [注意喚起情報15](#) をご覧ください。

解約・減額は、解約返戻金の円換算額も考慮したうえでご検討ください(円に交換する場合は為替リスクがありますので、ご注意ください)。

※解約返戻金を円に交換した場合、一時払保険料の契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※「円支払特約」を付加した場合は、メットライフ生命所定の円換算レートが適用されます。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目	ご負担いただく時期	
保険関係費用(*)	保険契約の締結にかかる費用(契約時費用)	契約時に、一時払保険料から差し引きます。
	死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用	保険期間中、積立金から毎月差し引きます。
	資産運用のための費用(運営管理費率)	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から差し引きます。

*「保険関係費用」は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間等によって異なるため、一律には記載できません。

※メットライフ生命が定めた利率から運営管理費率を差し引いたものが基準利率となります。

外貨のお取り扱い時にご負担いただく費用

(金融機関で通貨交換をされる場合)

- 外貨建ての保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建ての保険金等を円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

(金融機関で外貨のお払い込み・お受け取りをされる場合)

- 保険料を外貨で払い込む際や保険金等を外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約等を利用される場合)

- 「保険料円入金特約」「外貨入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM+50 銭
外貨入金特約のレート	$\frac{\text{（払込通貨のTTM}-25\text{ 銭）}}{\text{（運用通貨のTTM}+25\text{ 銭）}}$
円支払特約のレート	TTM-50 銭

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※上記のレートは2019年5月現在のものであり、将来変更されることがあります。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2019年5月現在のものであり、将来変更されることがあります。

外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について

- 為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券等)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境等の変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境等の変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

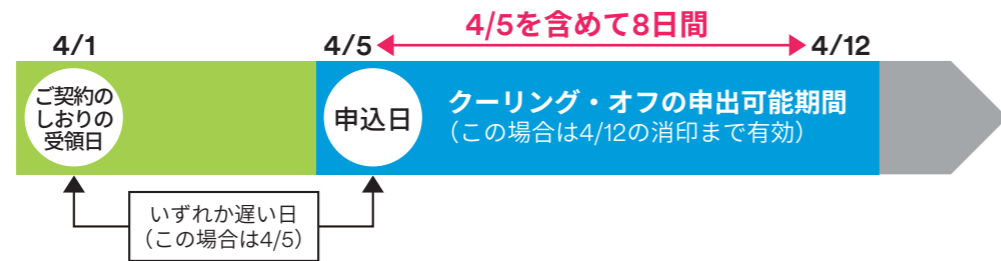
※くわしくは [契約概要 10](#) をご覧ください。

1 8日以内であれば、クーリング・オフ（お申し込みの撤回等）ができます

制度の内容

- 申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、「**クーリング・オフ（お申し込みの撤回等）制度を記載した書面（ご契約のしおり）の受領日**」と「**申込日**」の、いずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回等を行うことができます。

クーリング・オフする場合の例



お申出方法

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。下記の事項を記載した書面をメットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターあてにご郵送ください。

記載事項	記載例
①お申し込みの撤回等をする旨	20XX年X月X日に申し込んだ保険契約の申し込みを取りやめます。
②契約者の氏名自署・押印	契約者：生保太郎 印
③被保険者の氏名（フリガナ）・生年月日	被保険者：生保花子 生年月日：19XX年X月X日
④契約者の住所・電話番号（日中連絡先）	契約者住所：〒102-XXXX 東京都千代田区紀尾井町 X-X 日中連絡先：03-6658-XXXX
⑤ご契約を特定する事項	申込書番号：XXX0000001 保険種類：〇〇保険
⑥取扱代理店名	取扱代理店：〇〇銀行〇〇支店
⑦返金先金融機関口座	返金先口座：〇〇銀行〇〇支店 普通XXXXXXX 口座名義人：セイホ タロウ
	以上

※外貨にて保険料をご入金いただいた場合は、外貨口座をご指定ください。

送り先 〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 行

以上の手続きをとられたとき、申込者等に保険料の全額をお返しします（外貨で保険料をメットライフ生命にお払い込みいただいた場合には同額の外貨を返金します。募集代理店等で当該外貨を購入してお払い込みいただいた場合、メットライフ生命から返金された外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります）。

※保険料円入金特約を付加して、円で保険料をメットライフ生命にお払い込みいただいた場合には、同額の円を返金します。

※お申し込みの撤回等の手続きについて、くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください。

適用除外

- 次の場合等にはお申し込みの撤回等を行うことができません。
 - ①ご契約のお申し込みのために、医師の診査を受けられた場合
 - ②債務履行の担保のための保険契約である場合

2 正しく告知されない場合、ご契約が解除されることがあります

告知の重要性

- 告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、**契約者や被保険者には健康状態等について正しい告知をしていただく義務（告知義務）があります。**

告知方法と告知受領権

- 告知は、告知書で行っていただきます。医師による診査がある場合は医師が記録しますので、医師の質問に対しては正確にもれなくお伝えください。医師による診査がない場合は、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等、メットライフ生命がおたずねすることについて、被保険者ご自身で、ありのままを正しく告知してください。
- 告知受領権はメットライフ生命およびメットライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者＜保険販売資格をもつ募集人＞）には告知受領権がなく、**生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者＜保険販売資格をもつ募集人＞）に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

申込内容や告知内容についての確認

- ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または保険金等のご請求時にメットライフ生命の担当者またはメットライフ生命の委託を受けたものがお申込内容や告知内容について確認させていただきます。

過去に傷病歴等がある方へ

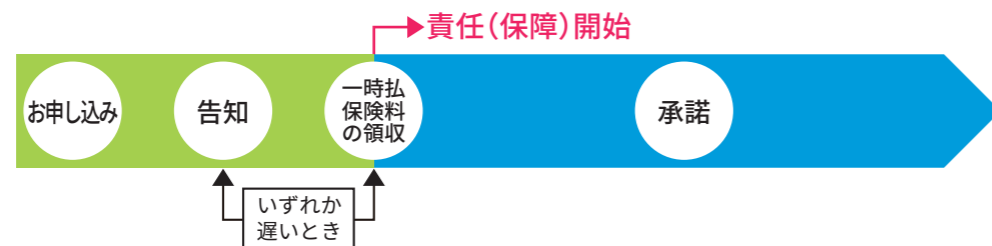
- 過去に病気やケガをされたことがある方等も、保険料の割増や保障の一部を制限する等の条件を付けてご契約をお引き受けできる場合があります。また、メットライフ生命では保険料は割高ですが通常の保険よりも引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っております。

正しく告知されない場合（告知義務違反）のデメリット

- **告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、メットライフ生命は告知義務違反としてご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。**たとえご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金等の支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金等があれば契約者にお支払いします。
- **現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金等をお支払いできないことがあります。**責任開始の日から2年経過後であっても詐欺による取り消しとなる場合があります。取り消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。
- 現在ご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした「新たな保険契約」に対しても、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、「新たな保険契約」のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記の通り、ご契約の解除・取り消しとなることもありますのでご注意ください。

3 保険料の領収または告知のいずれか遅いときから、保障が開始されます

- お申し込みいただいたご契約をメットライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いときから保険契約上の責任を負います（責任開始）。



- 生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者＜保険販売資格をもつ募集人＞）は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合があります

次のような場合には、**保険金等をお支払いできないことがあります。**

- 責任開始時前に生じた傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき等、支払事由に該当しない場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険契約について詐欺行為があり、ご契約が取り消しとなった場合
- 保険金等の不法取得目的を理由にご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当した場合（例：責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡、契約者または受取人の故意による死亡等）

上記に該当する場合でも、保険金等をお支払いできること^(*)や、解約返戻金等をお支払いできることがありますので、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでお問い合わせください。

*責任開始時前に発病した疾病について、メットライフ生命がその疾病を告知により知っていた場合や、病院への受診歴等がなく発病した認識や自覚がなかった場合等

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036（月～金 9：00～18：00 年末年始および祝日を除く）

5 支払事由が生じた場合やその可能性があると思われる場合にはご連絡ください

お支払いに関する手続き等

- お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合等についても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページ等にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036（月～金 9：00～18：00 年末年始および祝日を除く）

給付金等の代理請求について

- 給付金代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者のご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者等所定の範囲内の親族（代理請求人）が保険金等を請求できます。給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

6 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産（債券等）の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境等の変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境等の変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

※くわしくは [契約概要 10](#) をご覧ください。

7 この保険には為替リスクがあり、自己責任となります

- 為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります（為替リスク）。外貨同士の交換についても同様です。
- 上記のリスクはメットライフ生命が負うものではなく、契約者または受取人に帰属します（自己責任原則）。

8 外貨建ての保険料を払い込むときの留意事項についてご確認ください

外貨で入金される場合

- 一時払保険料は外貨建てです。円にて一時払保険料をご用意される方は金融機関等で外貨をお求めください。この場合、交換時の為替相場により円換算額が変動します。
- 「外貨入金特約」を付加した場合、外貨建ての一時払保険料を他の外貨で入金することができます。この特約の為替レート（クロスレート）は、メットライフ生命指定の金融機関の「払込通貨の対顧客電信買相場（TTB）÷運用通貨の対顧客電信売相場（TTS）」を下回ることはありませんが、一時払保険料がメットライフ生命の指定口座に着金する受領日（着金日）ごとに異なりますので、当日中にメットライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、お振り込みください。

円で入金される場合

- 「保険料円入金特約」を付加した場合、外貨建ての一時払保険料を円で入金することができます。この特約の為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する対顧客電信売相場（TTS）を上回ることはありませんが、一時払保険料がメットライフ生命の指定口座に着金する受領日（着金日）ごとに異なります。
- 保険料円換算額に不足分が生じた場合には、契約者から追加でお振り込みいただくこととなりますので、当日中にメットライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、お振り込みください。

9 外貨建ての保険金等を受け取るときの留意事項についてご確認ください

- 円支払特約を付加されると、保険金等を円に換算した金額でお支払いいたします。円支払特約を付加する場合、下表の換算基準日におけるメットライフ生命所定の外貨の為替レートが適用されます。この為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

支払項目	円支払特約適用為替レートの基準日
死亡保険金・高度障害保険金	支払日
解約返戻金（減額の場合を含みます）	メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターにおける書類受付日または指定日（基準利率計算基準日のみ指定可）
年金（年金支払特約を付加した場合）	1回目の年金を支払う日の前日

10 生命保険会社が経営破綻した場合等には、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- メットライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時における過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている契約は、そうでない契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなる可能性があります。
- くわしくは生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

ご連絡先 生命保険契約者保護機構
03-3286-2820（月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 年末年始および祝日を除く）
<http://www.seihohogo.jp/>

11 この商品は預金ではありません

- 当保険はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。

12 お申し込みにあたっては借入金をなさないでください

- 当保険は解約返戻金等を円に換算した場合に一時払保険料を下回ることもあり、金融機関等からの借入により一時払保険料に充当した場合には借入元金等の返済が困難になる可能性がありますので、借入金を前提として申し込んだ場合はご契約のお引き受けはできません。

13 現在の保険契約を解約して新たなお申し込みをする場合、不利益が生じることがあります

現在ご契約中のメットライフ生命または他社の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては、被保険者の健康状態等により新たにご契約をお引き受けできなかつたり、告知義務違反等によりご契約が解除・取り消しとなる場合があります。

14 相談窓口についてご確認ください

メットライフ生命へのお問い合わせ

- 金融機関でお取り扱いする生命保険のご契約内容のご変更、保険金等のご請求等、各種お手続きやご契約内容に関するお問い合わせにつきましては、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付はメットライフ生命の営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。なお、受付日は、請求書がメットライフ生命に到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでお問い合わせください。

- メットライフ生命の生命保険業務についての質問、相談ならびに苦情につきましては、メットライフ生命 お客様相談室までご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 お客様相談室
0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

指定紛争解決機関について

- メットライフ生命が契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

15 税金のお取り扱いについてご確認ください

下記内容は、2019年5月現在の税制に基づきメットライフ生命がまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更等により、下記取り扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取り扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

※税金のお取り扱いについては「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのでご参照ください。

一時払保険料の払込時	お払い込みいただいた一時払保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります。 ※一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。																
解約返戻金の受取時	解約返戻金と一時払保険料の差額が一時所得として所得税・住民税が課税されます。 所得税(一時所得) + 住民税																
死亡保険金の受取時	契約形態によって税金の種類が異なります。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>死亡保険金受取人</th> <th>税金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>相続税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>本人</td> <td>所得税(一時所得) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>子</td> <td>贈与税</td> </tr> </tbody> </table>	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類	本人	本人	配偶者または子	相続税	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税	本人	配偶者	子	贈与税
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類													
	本人	本人	配偶者または子	相続税													
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税														
本人	配偶者	子	贈与税														

外貨建て保険の税法上のお取り扱いについて

- 税法上の取り扱いについては円建ての生命保険と同じとなります。次の基準により外貨建ての一時払保険料・解約返戻金・死亡保険金を円に換算したうえで、円建ての生命保険契約と同様に取扱いします。

科目	円換算日	換算時為替レート
一時払保険料	保険料領収日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
解約返戻金	解約効力発生日	
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日
	相続税・贈与税の対象となるもの	

- ※ 保険料円入金特約を付加した場合、保険料はメットライフ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※ 外貨入金特約を付加した場合、保険料は領収日最終の対顧客電信売買相場仲値 (TTM) による払込通貨の円換算額を基準とします。
- ※ 円支払特約を付加した場合、保険金等についてはメットライフ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※ 円換算した金額で課税されるため、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

個人情報に関する重要事項

1. 利用目的について

メットライフ生命は、お客さまの個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ① 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ メットライフ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

メットライフ生命は個人番号を番号法にもとづき支払調書等にお客さまの個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集・利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

2. ご同意いただきたいこと

- ① 機微（センシティブ）情報の取得・利用
生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、健康状態や病歴等の要配慮個人情報を含む機微（センシティブ）情報を取得・利用します。これらの情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人等および生命保険募集人（メットライフ生命の代理店を含む）に提供することがあります。
- ② 再保険会社への情報提供
生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、メットライフ生命は海外を含む再保険会社に保険契約の引き受けを依頼することがあります（再保険会社はメットライフ生命から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引き受けを依頼することがあります）。再保険会社は、当該保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療等の個人情報を利用します。
また、保険金・給付金等のご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人等の氏名、住所、戸籍書類等、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

3. 外部への提供

- メットライフ生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。
- ① あらかじめ、ご本人が同意されている場合
 - ② 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（メットライフ生命の代理店を含む）へ委託する場合
 - ③ 利用目的の達成に必要な範囲内において、メットライフグループ各社で共同利用する場合
 - ④ ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
 - ⑤ 再保険の手続きをする場合
 - ⑥ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - ⑦ その他法令に根拠がある場合

その他詳細および最新情報はメットライフ生命ホームページ www.metlife.co.jp に記載しています。

契約情報の利用について

【契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度】

メットライフ生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険契約のお引き受け、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取り消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

MEMO

Horizontal lines for memo writing.

基準利率等の照会方法について

基準利率と特約の為替レートは、以下の方法でご確認いただけます。

基準利率は毎月末日(同日が休日の場合は前営業日)よりご案内し、翌営業日のご契約から適用されます。

お電話で

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-066-036
 営業時間：月曜日～金曜日（年末年始および祝日を除く）
 9：00～18：00（一部24時間対応）

「ディアマイファミリーII」のメニュー番号 …… 5 と #
 →基準利率・基準利率保証期間のご案内 …… 1 と #
 →保険料円入金特約の為替レートのご案内 …… 2 と # → 1 と #
 →外貨入金特約の為替レートのご案内 …… 2 と # → 3 と #

PC・スマートフォンで

<https://www.metlife.co.jp/financial>